ゴルフ場利用税経営廃止届出・特別徴収義務者登録証票返納書							
					年	月	日
岡山県 県民	局長 殿						
			特別徴収i 個人(法 住所(所 氏名(名	人)番号 在地)			
次のゴルフ場については、経営を廃止したので、特別徴収義務者登録証票を返納します。							
登録証票番号		岡山県	第		号		
ゴルフ場の所在地及び名称							
経営廃止年月日		年	月	日			
備考							

注 経営を廃止した(特別徴収義務が消滅した)ときは、当該経営を廃止した(特別徴収義務が消滅した)日から10日以内に証票を返納しなければなりません。